

令和5年度 中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費  
(地域プラットフォーム構築事業)  
《よくあるご質問》

No	分類	質問	回答
1	省エネお助け隊要件	営利団体(株式会社等)でも、省エネお助け隊として申請することは可能ですか。	営利団体でも省エネお助け隊として申請できます。
2	省エネお助け隊要件	個人事業主でも、省エネお助け隊として申請することは可能ですか。	個人事業主の方は省エネお助け隊として申請できません。
3	省エネお助け隊要件	法人格を有しない団体でも、省エネお助け隊として申請することは可能ですか。	原則、申請できません。 ただし、法人設立準備中である等の事情がある場合は、SII個別にお問い合わせください。
4	事業要件	体制に含まれる自治体の役割は何ですか。	省エネお助け隊と連携し、以下のような役割を担っていただく想定です。 ・中小企業等へ本事業の周知 ・補助金施策等の情報連携 等
5	事業要件	セミナーの開催は必須ですか。	セミナーの開催は必須ではありません。 ただし、本事業の周知等を目的とした何かしらの広報活動を実施してください。 広報活動としてセミナーを開催される場合は、支援対象地域の自治体が登壇、共催、後援等で省エネお助け隊と連携する必要があります。
6	外部専門家要件	省エネお助け隊(自社)の役員・職員を、自社の外部専門家として登録することは可能ですか。	外部専門家として登録はできません。 ただし、内部専門家として登録することはできます。 省エネお助け隊の役員・職員が内部専門家として支援を実施する場合は、交付申請時に外部専門家要件を満たすことができる資格等の証明書を提出してください。 また、内部専門家として従事する際は、時間単価8,000円/時を適用できることについて、補助事業者内で合意を交付申請時までにご確認ください。
7	外部専門家要件	役員が内部専門家として稼働する場合、どのような手続きが必要ですか。	役員が内部専門家として従事する場合は、時間単価8,000円/時にて従事することが可能であるか補助事業者内で必ず確認してください。 また、従事することが確認できる報酬規程や雇用契約書を提出してください。
8	外部専門家要件	本事業で指定する国家資格を保有しない場合、専門家として登録することはできませんか。	本事業で指定する国家資格を保有していない場合は、有資格者と同等の能力を有することを、業務経歴書等により示せる場合に限り、登録することができます。
9	外部専門家要件	所有する資格が要件に該当するか判断ができません。	公募要領に専門家の資格要件を記載しています。公募要領内の資格に合致しない場合は、SIIにて、ご提出いただく証憑を基に個別に審査します。
10	外部専門家要件	専門家要件の「本事業で指定する国家資格」と「10年以上の実務経験」について、両方の要件を満たすことが必要でしょうか。	いずれかの要件を満たしていれば問題ありません。 「10年以上の実務経験」については、省エネルギー等又は経営相談に関する実務経歴を、SIIにて確認いたします。
11	外部専門家要件	省エネルギー等に関する専門家が受講する研修等は、いつまでに対応すればよいですか。	支援対象者への対応を行う前に必ず受講してください。受講前の従事時間については補助対象外となりますので、ご注意ください。 (経営相談に関する専門家は、受講の必要はありません)
12	外部専門家要件	交付決定後に、内部専門家および外部専門家を追加・削除することはできますか。	追加・削除することができます。 ただし、追加・削除する場合は、事前にSIIに変更内容をご連絡ください。 (手続きの方法については、省エネお助け隊に別途ご連絡いたします。)
13	支援対象者要件	医療法人、学校法人、宗教法人、協同組合等の法人は支援対象となりますか。	年間エネルギー使用量(原油換算値)が1,500kl未満である事業所は、支援対象となります。
14	支援対象者要件	年間エネルギー使用量(原油換算値)が、1,500kl未満かどうかは、何をもちて判断すればよいですか。	支援対象者の事業所全体における前年度または直近1年間のエネルギー使用量を確認した上で、判断してください。
15	支援対象者要件	国や自治体が所有又は運営する施設は支援対象となりますか。	支援対象者要件を満たしていれば、対象となります。

16	支援対象者要件	外部専門家が所属する組織は支援対象となりますか。	対象となります。 ただし、当該専門家が行う事前打ち合わせ、支援活動に係る謝金・旅費は補助対象外となります。
17	拠点要件	拠点の電話番号は、携帯電話番号で申請可能ですか。	携帯電話の番号は認められません。 固定電話またはIP電話等の番号で申請してください。
18	拠点要件	拠点ごとに職員2名以上が「専ら当該拠点で活動していること」とは、常駐が必要ということでしょうか。	支援対象者への訪問や出張等もあるため、常駐する必要はありませんが、広く支援対象者の相談を受け付けるよう、体制を整備してください。 また、SIIから拠点担当に連絡をする場合があるため、連絡可能な体制を整備してください。
19	支援対象地域要件	交付決定後に支援対象地域を追加することは可能ですか。	事前にSIIへ相談のうえ認められた場合に限り、支援対象地域を追加することが可能です。 (手続きの方法については、省エネお助け隊に別途ご連絡いたします。)
20	支援対象地域要件	隣接する支援対象地域を都道府県全域ではなく市区町村とする場合は、支援対象地域としては認められますか。	市区町村単位でも支援対象地域として認められます。 ただし、補助金上限額として、300万円の追加対象とはなりません。
21	補助対象経費	人件費と事務補助員臨時雇用経費の違いは何ですか。	補助対象経費の区分(人件費 / 事業費)が異なります。 人件費は人件費、事務補助員臨時雇用経費は事業費として区分されます。 <b>【人件費】</b> 当該組織で雇用される、補助事業に直接従事する者を対象とします。中小企業等との相談窓口、専門家のコーディネート、その他補助事業を管理運営するにあたって必要な業務全般に従事した時間に応じて補助対象経費を計上できます。 <b>【事務補助員臨時雇用経費】</b> 事業を実施するために必要な管理運営業務の補助を行う補助員(アルバイト、パート等)の雇用にかかる経費を言います。契約書等において、本事業へ従事することが定められている者が対象となります。
22	補助対象経費	専門性を有する職員(内部専門家)は、時間単価は全て8,000円で計算されるのでしょうか。	内部専門家として、省エネ診断・省エネ支援・事前打合せ(診断前・支援前の打合せ)に従事する場合、8,000円/時の単価を用いてください。 職員として管理運営業務に従事する場合は、人件費単価を用いてください。
23	補助対象経費	専門家の移動時間は補助対象経費に含まれますか。	含まれません。職員が内部専門家として支援に従事する場合も同様です。 ただし、専門家の旅費に係る内規等に日当の定めがあり、出発地から支援先までの片道の移動距離が100kmを超える場合においては、専門家に対して1日あたり3,000円(消費税抜き)を上限に補助対象経費として計上可能です。
24	補助対象経費	省エネ支援事業費のうち、オンラインで開催して補助対象となるものはありますか。	報告会については、オンラインで開催する場合であっても補助対象とすることができます。 また、事前打ち合わせについても、支援対象者の了承を前提に補助対象とします。
25	補助対象経費	省エネ支援等に必要機器(計測機器等)の購入費や、省エネお助け隊が使用するPC・プリンタの購入費は、その他諸経費として補助対象となりますか。	購入する場合は補助対象となりません。 省エネお助け隊がレンタル・リース契約等をする場合は、用途と使用期間が本事業専用であることを、客観的・合理的に証明できるものに限定し、省エネお助け隊の管理下で使用する場合に限り補助対象となります。
26	補助対象経費	補助事業の広報費用は補助対象になりますか。	支援対象地域の中小企業等に対して、本事業に関する広報を行う場合は認められます。 なお、事前に広報の内容および方法については、SIIに確認を求めてください。詳細は、交付決定後、事務処理マニュアルにてご案内します。  <認められる例> 媒体例)配架チラシ、DM、地方紙広告等、広報地域を限定できるもの。 内容例)相談窓口開設の周知、自治体と連携したセミナー開催の周知等。 ※費用対効果が考慮されていること。
27	補助対象経費	費用の計上について、補助対象経費の細目(省エネ支援事業費、連絡会開催費等)ごとに、上限金額はありますか。	補助対象経費の区分(人件費 / 事業費)については、交付決定金額が上限額となります。 補助対象経費の細目(省エネ支援事業費、連絡会開催費等)については、区分ごとの交付決定金額の上限の範囲内であれば流用可能です。 SIIの検査等にて、補助対象経費の細目ごとの費用に疑義がある場合、別途確認させていただきます。  また、人件費と事業費の金額について、計画変更が必要な場合には、必ずSIIへ連絡し、事前に計画変更の承認を得るようにしてください。事前に承認が得られない場合、計画変更を認めることが出来ないため、ご注意ください。
28	省エネ診断・支援	支援対象者に対して、再生可能エネルギーに関する提案を行っても問題ありませんか。	問題ありません。 ただし、省エネルギーに関する提案を主とする必要があります。
29	省エネ診断・支援	同一法人(中小企業等を除く)の複数事業所を支援した場合は、どなたに報告を行えばよいですか。	事業所ごとの管理者へ報告してください。 本社管理者のみへ報告を行う場合は、補助対象となりません。 また、複数事業所の報告をまとめて行う場合は、事業所ごとの管理者全員が参加するようにしてください。
30	省エネ診断・支援	省エネ診断は、必ずしも事業所全体の診断が必要でしょうか。	省エネお助け隊が実施する省エネ診断は、必ず事業所全体としてください。 ただし、令和4年度補正予算「中小企業等に向けた省エネルギー診断拡充事業費補助金」において、設備単位の省エネ診断を受診した事業所については、事業所全体の省エネ診断を実施せずとも、当該設備を中心とした支援内容であれば、省エネ支援が可能です。

31	省エネ診断・支援	診断プランについて、3つのプランの違いは何ですか。また、どのプランを選択すればよいですか。	いずれの診断プランも、ウォークスルーにて事業所全体の省エネ診断を実施しますが、事業所の規模等により、選択できるプランが異なります。原則、1名診断を選択いただきますが、事業所の規模等によりその他のプランを選択される場合は、公募要領に定められている条件に該当していることを確認してください。
32	省エネ診断・支援	支援プランについて、工場の事業所は、工場プランしか選択できないのでしょうか。	事業所の業種・施設の種別を問わず、すべての支援プランを選択可能です。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・以下の①～③の支援プランは、規定の従事時間・費用をご参考の上、選択してください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>└ ①工場プラン(製造業300kl以上)</li> <li>└ ②工場プラン(製造業300kl未満)</li> <li>└ ③ビル・店舗プラン(製造業以外)</li> </ul> </li> <li>・個別カスタムプランは、①～③の支援プランに定められている従事時間・費用に適さない場合に、個別でプランを検討してください。</li> </ul>
33	省エネ診断・支援	契約書に貼付する収入印紙は、補助対象となりますか。	補助対象となりません。 SIIでは収入印紙の対応は必須としません。管轄税務署の指示に従ってください。
34	省エネ診断・支援	支援対象者負担額の1割とは、どのような費用が含まれますか。	専門家による診断・支援従事・報告会従事・報告書作成に係る稼働時間が費用に含まれます。この総額のうち、1割を支援対象者にご負担いただくこととなります。(事前打ち合わせに係る従事時間、旅費、職員の従事時間は含まれません)
35	省エネ診断・支援	支援対象者の事業所へ車で訪問する際の費用は補助対象になりますか。	以下の全ての条件を満たし、証書類で証明できる場合に限り、補助対象となります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・車の使用および費用の計上方法が、省エネお助け隊の内規等に定められている。</li> <li>・訪問先への公共交通機関が無い等、相応の理由がある。</li> <li>・本事業のみで使用したことが確認できる。</li> </ul>
36	その他	交付決定時の事業内容(計画)から乖離する場合、どのような対応が必要ですか。	交付決定時の事業内容(計画)から、事業実績が大きく乖離する見込みがある場合は、必ずSIIに連絡してください。SIIから必要な手続きを案内します。SIIから交付決定した補助金額の増額・減額を指示することがあります。増額の場合、計画変更がSIIから承認されるまでは、交付決定額を超える支援は補助対象として認められませんのでご注意ください。交付申請においては、適切な事業内容(計画)で申請してください。